

8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販 売 業 者 の 販 売 数 量		平成27年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対する 販売数量計 ①+②
	製 造 場 (課 税)	製 造 場 の 支 店 等	卸 売 業 者	小 売 業 者	消 費 者 ①	販 売 業 者	消 費 者 ②		
清 酒	kℓ 11	kℓ 1,193	kℓ 4,002	kℓ 179	kℓ 319	kℓ 37,123	kℓ 22,647	kℓ 3,073	kℓ 22,965
合 成 清 酒	-	3,340	20	-	1	3,709	1,655	127	1,656
連続式蒸留しょうちゅう	-	11,701	5,678	-	8	69,672	36,748	3,440	36,756
単式蒸留しょうちゅう	-	51	198	54	30	7,576	6,162	1,159	6,191
み り ん	-	298	3	-	-	7,199	3,469	333	3,469
ビ ー ル	127	110,901	325	207	902	301,374	120,619	7,408	121,520
果 実 酒	6	214	2,421	126	665	25,110	15,183	4,155	15,853
甘 味 果 実 酒	-	12	53	10	12	670	330	59	341
ウ イ ス キ ー	-	81	34	-	8	14,168	6,482	819	6,490
ブ ラ ン デ ー	-	37	7	-	1	441	235	40	236
発 泡 酒	1	35,387	88	106	82	85,371	38,765	2,660	38,848
原料用アルコール・スピリッツ	-	3,009	136	-	1	25,986	11,319	930	11,320
リ キ ュ ー ル	-	51,548	1,755	52	22	215,846	104,677	7,359	104,700
そ の 他 の 醸 造 酒	1	20,245	1	4	1	50,242	25,953	1,549	25,955
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	147	238,018	14,719	740	2,056	844,491	394,247	33,118	396,300

調査期間等：平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	し ょ う ち ゅ う	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平 成 22 年 度	24,053	2,154	49,274	124,175	204,161	403,827
平 成 23 年 度	24,539	2,078	48,691	122,742	204,446	402,500
平 成 24 年 度	23,996	1,886	46,110	123,145	204,322	399,460
平 成 25 年 度	24,837	2,057	46,295	124,362	211,421	408,981
平 成 26 年 度	22,965	1,656	42,947	121,520	207,212	396,300

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「しょうちゅう」の販売数量は、連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの合計である。

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清酒	合成清酒	連続式蒸留 しょうちゅう	単式蒸留 しょうちゅう	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	その他	合計	税務署名
	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	
札幌中	1,016	73	978	421	65	12,737	1,609	29	416	15	733	445	3,383	257	22,178	札幌中
札幌北	2,369	132	3,803	651	300	10,652	1,608	27	695	36	4,460	1,369	12,986	2,478	41,565	札幌北
札幌南	2,803	156	4,103	1,038	322	16,924	2,410	55	986	21	5,414	1,541	14,844	2,863	53,483	札幌南
札幌西	2,146	137	2,578	657	459	9,267	1,882	21	630	17	3,513	1,155	10,185	1,820	34,467	札幌西
札幌東	1,460	120	2,396	372	400	5,584	1,136	32	446	15	2,864	1,023	8,155	1,864	25,867	札幌東
函館	1,634	152	3,040	421	389	8,081	1,034	23	462	21	2,501	923	7,268	2,271	28,219	函館
小樽	679	69	983	139	114	3,175	725	12	200	7	945	218	2,266	573	10,106	小樽
旭川中	944	45	1,121	160	76	3,988	465	10	182	6	1,109	295	3,439	759	12,598	旭川中
旭川東	1,056	92	1,713	179	146	4,684	516	10	216	7	1,735	482	4,506	1,324	16,665	旭川東
室蘭	891	79	1,653	228	144	4,206	422	6	241	5	1,547	399	3,524	983	14,329	室蘭
釧路	1,066	91	1,960	252	161	4,933	515	9	269	13	1,800	485	4,778	1,244	17,576	釧路
帯広	1,065	88	1,841	375	212	6,665	704	16	289	13	2,121	592	5,772	1,407	21,158	帯広
北見	608	50	895	147	83	2,923	276	9	127	7	854	274	2,486	954	9,694	北見
岩見沢	712	46	1,254	136	76	3,371	344	4	175	3	1,133	243	2,452	914	10,862	岩見沢
網走	353	36	682	122	52	2,150	170	3	80	4	647	176	1,556	480	6,510	網走
留萌	277	17	354	33	21	967	60	1	41	2	284	63	686	278	3,084	留萌
苫小牧	842	60	1,726	272	137	4,434	452	12	270	8	1,823	468	4,348	1,466	16,318	苫小牧
稚内	372	24	644	67	32	1,970	128	3	82	6	641	120	1,397	418	5,903	稚内
紋別	244	20	560	51	34	1,492	102	2	56	2	479	70	1,118	346	4,576	紋別
名寄	254	11	526	51	33	1,497	102	2	51	1	497	78	1,165	307	4,575	名寄
根室	378	22	517	69	47	1,751	150	3	88	10	625	164	1,270	412	5,508	根室
滝川	463	26	963	76	42	2,113	173	4	101	2	810	175	1,796	692	7,434	滝川
深川	140	7	226	17	9	741	45	1	20	1	173	48	434	151	2,014	深川
富良野	151	10	277	33	15	1,019	187	4	38	1	324	101	803	240	3,204	富良野
八雲	214	25	420	37	17	1,166	62	1	45	1	299	83	834	305	3,509	八雲
江差	99	13	242	27	9	558	40	0	21	1	214	49	414	167	1,853	江差
倶知安	299	20	459	70	26	2,059	219	3	76	2	538	115	1,200	335	5,422	倶知安
余市	124	10	228	25	12	520	82	35	112	3	179	47	446	149	1,972	余市
浦河	212	17	402	47	26	1,351	85	2	58	2	447	84	867	366	3,966	浦河
十勝池田	94	8	212	18	10	542	150	2	17	4	139	35	322	132	1,685	十勝池田
合計	22,965	1,656	36,756	6,191	3,469	121,520	15,853	341	6,490	236	38,848	11,320	104,700	25,955	396,300	合計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。
2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新 免許場数	規 取消場数	免 許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数														(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数		
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 遣	合 計(A)	場			者	者	
清 酒	18	-	-	1	1	-	1	1	4	4	2	1	-	-	-	3	17	3	14	内	3	15	
合 成 清 酒	3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	3	-	-	内	-	2	
連続式蒸留しょうちゅう	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	4	1	2	内	1	3	
単式蒸留しょうちゅう	12	-	-	-	2	1	5	1	1	-	-	-	-	-	-	2	12	3	4	内	1	8	
み り ん	3	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	内	-	2	
ビ ー ル	20	1	-	-	3	-	6	4	2	-	1	-	-	-	-	3	21	2	16	内	1	15	
果 実 酒	33	4	1	-	9	6	12	-	1	1	1	1	-	-	-	5	36	6	30	内	5	33	
甘 味 果 実 酒	15	-	-	-	2	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	10	15	3	1	内	3	13	
ウ イ ス キ ー	4	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	1	4	1	1	内	1	2	
ブ ラ ン デ ー	5	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	5	2	-	内	2	4	
原 料 用 ア ル コ ー ル	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	3	-	1	内	-	2	
発 泡 酒	33	4	-	-	7	3	3	-	1	-	-	-	-	1	2	20	37	2	5	内	1	28	
そ の 他 の 醸 造 酒	25	1	-	-	8	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	15	26	3	8	内	3	21	
ス ビ リ ッ ツ	35	-	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	31	33	1	-	内	1	27	
リ キ ュ ー ル	29	-	-	-	2	2	4	1	-	1	1	1	1	-	2	14	29	1	2	内	1	22	
粉 末 酒	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	内	1	1	
雑 酒	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	30	1	-	内	1	25	
合 計	273	10	2	2	38	15	35	8	10	6	5	5	3	2	10	142	279	30	84	内	25	223	
各酒類を 通じたもの	平成 24 年度					20	5	18	9	5	4	5	3	1	1	5	2	78	11		内	6	63
	平成 25 年度					17	5	18	7	9	4	6	2	1	1	5	5	80	12		内	6	63
	平成 26 年度					22	6	19	7	8	5	4	4	-	1	5	3	84	11		内	7	69

調査対象等：平成27年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成26年度内における製造数量別に示した。

(注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。

2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。

3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。

4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非常業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の便宜のためのもの	輸出のためのもの	その他のもの		計	うち実蔵置場数
	自己の製造した酒類のびん詰場	共同のびん詰場			設置可を受けたもの	設置可を受けないもの		
清酒	2	-	-	23	4	-	29	10
合成清酒	-	-	-	21	-	-	21	-
連続式蒸留しょうちゅう	-	-	-	21	-	-	21	-
単式蒸留しょうちゅう	1	-	-	21	-	-	22	-
みりん	-	-	-	21	1	-	22	-
ビール	-	-	-	21	1	-	22	13
果実酒	-	-	-	22	4	-	26	4
甘味果実酒	-	-	-	21	4	-	25	-
ウイスキー	-	-	-	21	-	-	21	4
ブランデー	-	-	-	21	-	-	21	-
原料用アルコール	-	-	-	20	-	-	20	-
発泡酒	1	-	-	21	3	-	25	-
その他の醸造酒	1	-	-	21	1	-	23	-
スピリッツ	1	-	-	21	4	-	26	1
リキュール	1	-	-	22	3	-	26	1
粉末酒	-	-	-	20	-	-	20	-
雑酒	1	-	-	21	4	-	26	-
合計	8	-	-	359	29	-	396	33
うち実蔵置場数	2	-	-	23	8	-	33	

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成27年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
3	3

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	場	うち休造場数
酒母	6	0
もろみ	10	1

(3) 販売業免許場数

区 分		本年度末販売場数 (A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数										
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計												
販卸 売売 方に 法限 る旨 条件 の が 条 件 付 き が れ て さ い な れ な い も い の る も の び の	全	酒	類	36	130	166	16	53								
	ビ	一	ル	1	17	18	-	2								
	洋		酒	4	38	42	-	9								
	輸	出	入	酒	15	33	48	10	23							
	店	頭	販	売	酒	類	-	2	2							
	協	同	組	合	員	間	酒	類	-	-						
	自	己	商	標	酒	類	1	8	9	-	4					
	自 製 酒 類	清	酒	・	み	り	ん	2	13	15	2	2				
		合	成	清	酒	・	し	ょう	ち	ゅう	-	5	5	1	1	
		ビ	一	ル	1	5	6	-	1	1						
		洋		酒	-	7	7	-	2							
		計			3	30	33	3	6							
	期	限	付	-	-	-	-	-	-							
	そ	の	他	の	酒	類	-	-	-	-						
	合	計			60	258	318	29	98							
合 計 の ち	小	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	28	-	28	-	28
	卸	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	1	-	1	-	1
	製	造	者	の	共	同	販	売	機	関	-	-	-	-	-	
販 の 売 条 件 方 法 に 付 き 小 売 に 限 る も の 旨 の	全 酒 類	一	般	の	も の				8,053	123	4,758					
		期	限	付				3	-	2						
		特	殊	の	も の				4	-	-					
		計						8,060	123	4,760						
	そ の 他 の 酒 類	一	般	の	も の				112	4	79					
		期	限	付				8	-	3						
		特	殊	の	も の				50	7	46					
		通	信	販	売	だ	け	の	も の			86	10	48		
		計						256	21	176						
	合	計							8,316	144	4,936					
媒	介	業						50	-	5						
代	理	業						-	-	-						

調査時点：平成27年3月31日

用語の説明：1 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。

2 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。

(注) 1 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。

2 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

